

女性デジタル人材育成講座の企画・運営業務 企画提案募集要領

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大は、サービス業等女性の就業が多い産業を打撃し、女性の雇用に強く影響を及ぼした一方で、コロナ下で、テレワークの普及やビジネスモデルのオンライン化が進み、情報通信業では人手不足感が高まっている。

本業務では、成長産業であるデジタル業界への女性の労働移動を支援するとともに、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消のため、市内の女性のデジタルスキル習得を促進し、女性デジタル人材を育成することを目的とする。

2 業務の概要

・業務名

女性のデジタル人材育成講座の企画・運営業務

・業務内容

別紙仕様書のとおり

・契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

・履行場所

神戸市中央区橋通3-4-3 神戸市男女共同参画センター

・契約上限額

2,200,000円（消費税・地方消費税含む）

3 応募資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法による再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。また、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 租税公課を滞納している法人ではないこと、又は代表者が租税公課を滞納している団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと
- (6) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ・神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議の上、企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 スケジュール

※仕様書及び各種様式については、市ホームページからダウンロードすること。

内容	予定年月日
公募開始	令和5年3月20日(月)
応募登録及び質問受付期限	令和5年4月3日(月) 17時必着
質問に対する回答	令和5年4月5日(水) 予定
企画提案書の提出期限	令和5年5月2日(火) 17時必着
審査	令和5年5月中旬
選定結果の通知	令和5年5月中旬
契約締結	令和5年5月中旬
業務開始	令和5年5月下旬

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募登録手続

①提出様式：応募登録申込書 【様式1号】

参加資格確認書 【様式2号】

②提出方法：電子メール

※提出後に電話による到着確認を行うこと。

③提出期限：令和5年4月3日(月)17時必着

(2) 質問受付

①提出様式：質問票 【様式3号】

②提出方法：電子メール

③提出期限：令和5年4月3日(月)17時必着

◆質問に対する回答

応募者全者に対し、令和5年4月5日(水)に電子メールにより回答予定

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

【参考様式4号】

本業務の目的を果たすために、事業を具体的にどのように実施するのか、実施のコンセプト、講座のテーマ、講座の内容、講師案（未確定で構いませんので、講師のイメージを提案してください）、スケジュール、実施の工夫等を示してください。

② 見積書

【様式任意】

③ 業務実績調書

【様式5号】

④ 業務実績体制表

【様式6号】

⑤ 法人・団体概要が分かる資料

【様式任意】

(2) 提出方法：電子メール

(3) 提出期限：令和5年5月2日(火) 17時必着

8 参加辞退届の提出

企画提案書提出後に辞退する場合は、令和5年5月3日(水) 17時までに、参加辞退届【様式7号】を提出すること。(提出方法は問わない)

9 選定に関する事項

(1) 選定委員会

本企画提案の審査は、以下の審査基準に沿って「女性デジタル人材育成講座企画・運営業務委託団体審査委員会」（以下「審査委員会」という）が行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。

(2) 審査日時

令和5年5月中旬予定。※開催形式含め、応募者に別途連絡

(3) 審査基準

評価項目	内容	配点
企画内容 (65点)	業務の目的や内容を十分に理解しているか。	10点
	女性の就労につながる効果的なテーマが提案されているか。	20点
	講座内容は、スキルを習得するのに十分で効果的な内容が提案されているか。	20点
	豊富な経験と能力を有する者が講師として提案されているか。	10点
	提案者の独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした提案がされているか。	5点
業務遂行 能力	業務内容のスケジュールが具体的で合理的なものであるか。	5点
	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に	10点

評価項目	内容	配点
(15点)	配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか。	
地域性 (10点)	提案者は、神戸市に本社、支社等を設けているか。(本社10点、支社5点)	10点
見積金額 (10点)	全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格×10点 (小数点以下切捨て)	10点
合計		100点

(4) 選定方法

審査委員は、審査基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。ただし、評価点が50点未満の場合は受託候補者として選定しない。審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、「企画内容」の合計点数が高い者を受託候補者とする。

(5) 選定結果

評価結果及び選定結果については、令和5年5月中旬を目途に全ての応募者に通知し、神戸市ホームページに掲載する。

10 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。(委託候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。)
- (2) 契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。
- (3) 提案が採択された場合でも、契約完了までは「委託予定先」としての位置づけとなる。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (4) その他審査委員会が不適格と認める場合

12 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。
- (5) 提出期限内に企画提案書の提出がなかった場合は辞退したものとなる。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の企画提案募集への参加は無効とする。

13 問い合わせ先（提出先）

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-3

神戸市企画調整局企画課男女共同参画センター 杉山、安藝

TEL : 078-361-6978 FAX : 078-361-6477 E-mail : danjyo@office.city.kobe.lg.jp